



佐賀県公報

平成19年
5月21日
(月曜日)
第 12906号

目 次 告 示

(◎印は、県例規集に登載するもの)

○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業所の所在地の変更

(二七四・長寿社会課) 一

○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業所の所在地の変更

(二七五・〃) 一

○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業所の所在地の変更

(二七六・〃) 一

○障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退

(二七七・健康増進課) 二

○佐賀県中小企業特別対策資金金融資制度要綱の一部改正

(二七八・商工課) 二

○平成十九年度木材業者及び製材業者の登録

(二七九・林業課) 二

○道路の区域の変更

(二八〇・道路課) 三

○道路の供用開始

(二八一・〃) 三

○大規模小売店舗の変更に係る意見

(商工課) 四

○土地改良区役員の就退任届

(農地整備課) 五

○落札者等の公示

○ 告 示

● 佐賀県告示第二百七十四号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第七十五条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり事業所の所在地を変更した旨の届出があつた。

平成十九年五月二十一日

サービスの種類	名 称	所 在 地	変更年月日
訪問介護	ヘルパーステーションからつと	新唐津市相知町牟田部九七三番地一	平成一九・五・一
新	旧唐津市町田八一二番地七	旧唐津市町田八一二番地七	平成一九・五・一

● 佐賀県告示第二百七十五号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第八十二条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり事業所の所在地を変更した旨の届出があつた。

平成十九年五月二十一日

佐賀県知事 古川 康

名 称	所 在 地	変更年月日
ケアプランセンターからつと	新唐津市相知町牟田部九七三番地一	平成一九・五・一

● 佐賀県告示第二百七十六号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号) 第百十五条の五の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり事業所の所在地を変更した旨の届出があつた。

平成十九年五月二十一日

佐賀県知事 古川 康

サービスの種類	名 称	所 在 地	変更年月日
介護予防訪問介護	ヘルパーステーションからつと	新唐津市相知町牟田部九七三番地一	平成一九・五・一
新	旧唐津市町田八一二番地七	旧唐津市町田八一二番地七	平成一九・五・一

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県告示第一一五七十七号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百一十一号）第五十四条第一項に規定する指定自立支援医療機関から同法第六十五條の規定により、次のとおり指定の辞退の申出があつた。

平成十九年五月二十一日

医療機関の名称 武田健康堂薬局バーニーズ店	所 在 地 小城市三日月町久米二二九五番地二	辞退年月日 平成一九・三・二二	佐賀県知事 古川 康
--------------------------	---------------------------	--------------------	------------

●佐賀県告示第一一五七十八号

佐賀県中小企業特別対策資金融資制度要綱（平成八年佐賀県告示第一百六十五号）の一部を次のように改正す。

平成十九年五月二十一日

佐賀県知事 古川 康

第七条第一項及び第三項を削。

第十四条第二項中「又は支援センター理事長」を削。

別表の経営革新支援貸付の経営基盤強化資金の組合等共同事業対策の項の貸付対象の欄中「佐賀県中小企業団体中央会若しくは支援センター（以下「中央会等」という。）」や「知事等」又「中央会等が」や「知事等が」に改め、回答表の経営安定化貸付の事業再生資金の項中

5,000万円（運転資金のみの場合、2,000万	設備資金 10年以内（不動産の取得を主	年1.55%一セント以内 償還とする。	原則として、月賦
--------------------------	------------------------	------------------------	----------

円) な内容とするものについては、15年内の据置期間を置くことができる。

5,000万円	10年以内（不動産の取得を主な内容とするものについては、15年以内）	1 原則として、月賦償還とする。 2 2年以内の据置期間を置くことができる。
---------	------------------------------------	---

改め。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

●佐賀県告示第一一五七十九号

佐賀県木材業者及び製材業者登録条例（昭和二十七年佐賀県条例第五十一号）第五条第一項の規定により、平成十九年度木材業者及び製材業者を次のとおり登録した。

平成十九年五月二十一日

佐賀県知事 古川 康

5,000万円（運転資金のみの場合、2,000万	設備資金 10年以内（不動産の取得を主	年1.55%一セント以内 償還とする。	原則として、月賦
--------------------------	------------------------	------------------------	----------

5,000万円	10年以内（不動産の取得を主な内容とするものについては、15年以内）	1 原則として、月賦償還とする。 2 2年以内の据置期間を置くことができる。
---------	------------------------------------	---

木材業者

登録番号	登録年月日	住 所	名 称	役職及び氏名
佐木武第21号	平成19年5月9日	武雄市橋町大字大日1146番地	古川木材	古川 芳嗣
" 22 "	"	" 山内町大字大野9413番地	浦川林業	浦川 喜孝
佐木鹿第27号	"	嬉野市塩田町大字谷所甲2421番地1	鹿島嬉野森林組合	代表理事組合長 宮崎 繁則

製材業者

登録番号	登録年月日	住 所	名 称	役職及び氏名
佐製武第16号	平成19年5月9日	武雄市橋町大字大日1146番地	古川木材	古川 芳嗣

●佐賀県告示第二百八十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十九年五月二十一日から平成十九年六月二十日まで佐賀県交通政策部道路課及び神埼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年五月二十一日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名		区間	道路の区域	後 変更前 の別
区	間			
県道 早良中原停 車場線	神埼郡吉野ヶ里町松隈字大谷原 二二九四番五地先から 神埼郡吉野ヶ里町松隈字長谷二 一一四番三地先まで 一一四番三地先まで	二二九四番五地先から 神埼郡吉野ヶ里町松隈字長谷二 一一四番三地先まで	二二九四番五地先から 神埼郡吉野ヶ里町松隈字長谷二 一一四番三地先まで	九三・二 メートル員
前	三一・五	四・五	三一・五 一〇・四	一、四七二・〇 メートル員
	一、一九七・五		一、一九七・五	メートル長

●佐賀県告示第二百八十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次とおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十九年五月二十一日から平成十九年六月二十日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年五月二十日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区域	供用開始の期日
県道 武雄福富線	武雄市北方町大字芦原字富永11-4区地先から 武雄市北方町大字芦原字境町丸木九番1地先まで	平成十九年・

○ 公 批

- 工 防災・防犯対策への協力 意見なし
 オ 騒音の発生に係る事項
 (ア) 夜間の騒音レベルの最大予測値の一部で、環境基準を上回っていることから、騒音防止の意識徹底を図り、十分注意すること。
 (イ) 騒音予測について、騒音発生源付近に近い敷地境界で実施すること。
 力 廃棄物に係る事項等
 意見なし
 キ 街並みづくり等への配慮等
 住宅地側は、深夜消灯をするなど配慮すること。

第1項の規定により届出があった大規模小売店舗について、法第8条第1項及び第2項の規定による当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持に係る意見の概要是次のとおりです。

平成19年5月21日

佐賀県知事 古川 康

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 トライアルマート伊万里店
 佐賀県伊万里市二里町大里字篠尾甲2456番地3
- 2 意見の概要
- (1) 法第8条第1項に基づく伊万里市長からの意見の概要
 ア 駐車需要の充足等交通に係る事項
 ブ 車両の出入りに際し、交通整理員を配置すること。
 ジ 歩行者の通行の利便の確保等
 イ 駐車需要の充足等交通に係る事項
 ヲ 車両の出入りに際し、交通整理員を配置すること。
 ウ 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮
 エ 防災・防犯対策への協力
- (2) 法第8条第2項に基づく大規模小売店舗を設置するものがその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者の意見の概要
 オ 駐車需要の充足等交通に係る事項
 カ 車両の出入りに際し、交通整理員を配置すること。
 キ 歩行者の通行の利便の確保等
 ニ 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮
 オ 防災・防犯対策への協力
- (ア) 騒音予測については、何れも基準値内とはいえ極めて基準値に近いため、騒音の発生源となる室外機や換気扇・動力等について住宅から遠ざける等の改善策を講じること

(1) 夜間の現在の静かな環境を維持するため、夜間の営業をやめること。
力 廃棄物に係る事項等

精肉室横の換気扇が住宅に近接しているため、埃や悪臭を含んだ排気が、熱風や騒音とともに吹きつけることが明白であり、住宅から遠ざける等の改善策を講じること。

ヰ 街並みづくり等への配慮等
意見なし

ク その他 의견

上記アからヰの指針の配慮事項に該当しない意見 2件

3 意見書の縦覧

(1) 縦覧場所

佐賀県農林水産商工本部商工課

(2) 縦覧期間

平成19年5月21日から
平成19年6月20日まで

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、川上南部土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨届出があった。

平成19年5月21日

佐賀県知事 古川 康

役職名	氏名	住 所	就退任年月日
-----	----	-----	--------

理事	原口 義春	佐賀市大和町大字尼寺560番地	平成19年3月31日退任
"	田崎 正義	" " 大字川上5225番地1	"
"	東島 初男	" " 大字東山田3908番地	"
"	川越 常男	" " 1746番地	"

" 吉田善次郎	" "	1114番地4	"
" 横木 稔次	" "	大字久留間1662番地	"
" 田代 徳行	" "	" 1182番地	"
" 池田 幸種	" "	" 1905番地1	"
" 皆良田定義	" "	大字池上2683番地1	"
" 永渕 公明	" "	" 1393番地	"
" 鈴田口 治	" "	775番地	"
" 監事 大賊 森一	" "	大字東山田4436番地	"
" 金丸 輝雄	" "	大字池上4350番地	"
" 東島 保雄	" "	大字川上5213番地	平成19年4月1日就任
" 東島 初男	" "	大字東山田3908番地	"
" 小林 勝	" "	2044番地27	"
" 生田 善雄	" "	1251番地	"
" 櫻木 豊	" "	大字久留間1647番地	"
" 田代 徳行	" "	1182番地	"
" 西浦 孝博	" "	3542番地	"
" 皆良田定義	" "	大字池上2683番地1	"
" 鈴田口 治	" "	775番地	"
" 納富 正則	" "	1422番地	"
" 監事 池田 幸種	" "	大字久留間1905番地1	"
" 平野 敏行	" "	大字東山田4487番地	"
" 金丸 輝雄	" "	大字池上4350番地	"

次のとおり随意契約の相手方等について公告します。

平成19年5月21日

收支等命令者

佐賀県経営支援本部税務課長 松尾龍司

1 特定役務の名称及び数量

平成19年度税総合情報システム維持管理業務委託 一式

- 2 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 3 隨意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号の規定による。
- 4 契約の相手方を決定した日
平成19年4月1日
- 5 契約者の氏名及び住所
(1) 氏名 富士通株式会社 佐賀支店長 桐明建王
(2) 住所 佐賀県佐賀市駅前中央一丁目5番10号
- 6 契約金額 57,834,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称 佐賀県経営支援本部税務課
(2) 所在地 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

購読料 1か年川1、1100円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法務課

平成十九年五月二十一日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株古川総合印刷



古紙配合率100%再生紙を使用しています